省　令

○経済産業省令第四十九号

輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第十九条第一項（同法第十九条の六において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三十六条の七第一項（輸出入取引法第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条において準用する場合を含む。）及び輸出入取引法第十九条第一項において準用する中小企業等協同組合法第五十三条の四第一項の規定に基づき、輸出入取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年五月二十一日

経済産業大臣　梶山　弘志

輸出入取引法施行規則の一部を改正する省令

輸出入取引法施行規則（平成十九年経済産業省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（理事会の議事録） **第十六条**　［略］ ２　［略］ ３　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一　理事会が開催された日時及び場所（当該理事会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない役員又は組合員が当該理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）又は方法（当該理事会の場所を定めなかった場合に限る。） 二～七　［略］ ４　［略］ （総会の議事録） **第五十六条**　［略］ ２　［略］ ３　総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一　総会が開催された日時及び場所（当該総会の場所を定めた場合に限り、当該場所に存しない役員又は組合員が当該総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）又は方法（当該総会の場所を定めなかった場合に限る。） 二～六　［略］	（理事会の議事録） **第十六条**　［略］ ２　［略］ ３　理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一　理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員又は組合員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。） 二～七　［略］ ４　［略］ （総会の議事録） **第五十六条**　［略］ ２　［略］ ３　総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。 一　総会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員又は組合員が総会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。） 二～六　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。